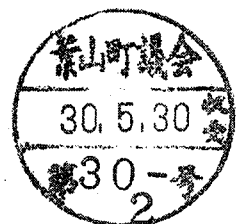


開発行為における地盤改良剤等の使用による
漁場及び海水浴場の汚染防止に関する請願書

紹介議員

近藤昇一

山田由美



葉山町議会議長

伊東圭介様

1 請願の趣旨

町内の海岸に近い開発行為において、開発事業者が軟弱地盤の改良のための地盤改良剤を使用することは、その排水によって海水浴場、漁場等の水質汚濁、六価クロム等の汚染を招くおそれがあるので、使用、排出させないようにして下さい。

2 理由

町内の海岸に近い土地の開発行為においては、軟弱地盤の改良のため、セメントを含む大量の地盤改良、固化剤を使用する事例が、最近見られるようになりました。

しかし、町内の海岸に近い土地は地下水の流れも多く、地盤改良、固化剤の大量使用によって、セメントが、排水路や、地下水によって、海岸に流れだし、その水質を汚濁したり、セメントの中に含まれている有害物質の六価クロムが、溶出して、水質を汚染するおそれが、指摘されています。

従って、町として、海水浴場、漁場等の水質汚濁、水質汚染を招かないため、開発事業者に地盤改良、固化剤を使用、排出させないようにするとともに、もし使用する場合には、町において、工事開始後定期的に、当該海岸の海水と土壌の有害物質等を含む検査を実施し、公表することを求めます。

平成30年5月30日

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]